

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。

6番、小笠原正年君及び7番、東梅守君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第5 報告第4号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第6 議案第45号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第46号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第7、議案第46号財産の取得についてまで5件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総

務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成29年第1回大槌町議会臨時会における承認2件、報告1件、議案2件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として、本年4月1日から施行されることに伴い、大槌町町税条例及び大槌町町税条例一部改正の一部改正を専決処分したものであります。

承認第2号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、昨年の台風10号による応急復旧事業に係る起債額の確定に伴い、所要の補正を行う必要が生じたことから専決処分したものであります。

報告第4号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車による物損事故の損害賠償額の専決処分の報告であります。

議案第45号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、赤浜町営住宅の所在地の変更及び新たに整備される安渡第2町営住宅を追加することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第46号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（安渡地区、赤浜地区、吉里吉里・浪板地区）に係る災害公営住宅の財産取得であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて、説明のほうをいたします。

新旧対照表をお開き願います。

第1条、大槌町町税条例中、第34条及び2ページの第35条の9については、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の規定の整備であります。

2 ページ下段から 6 ページ中段にかけての第49条及び第51条については、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。

第61条については、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の規定の整備及び新設であります。

6 ページ下段から 7 ページ上段にかけての第61条の 2 については、保育の受け皿整備の促進のための固定資産税の特例措置について、わがまち特例制度を導入し、その割合を定める規定の新設であります。

7 ページ上段の第63条の 2 については、居住用超高層建築物に係る固定資産税額の按分方法の規定の整備であります。

7 ページ下段から 9 ページ上段にかけての第63条の 3 については、被災市街地復興推進地域に定められた場合の被災代替家屋、償却資産に係る特例措置の規定の整備であります。

9 ページ上段の第71条の 3 については、被災市街地復興推進地域に定められた場合の、被災住宅用地に係る特例措置の拡充を図るための規定の整備であります。

10 ページ上段の第145条については、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得を引き上げ、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

10 ページ下段から 21 ページ下段にかけては、附則の改正であります。

10 ページ下段の附則第 8 条については、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限が 3 年延長となったことに伴う規定の整備であります。

11 ページ上段の附則第 10 条については、法律改正に合わせて改正される読替規定であります。

11 ページ中段から 12 ページ中段にかけての附則第 10 条の 2 については、地域決定型地方税法特例措置、いわゆる、わがまち特例制度の対象となる設備、家屋及び償却資産に対し、固定資産税を軽減する特例措置の規定の整備であります。

12 ページ中段から 15 ページ下段にかけての附則第 10 条の 3 については、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定の整備及び新設であります。

15 ページ下段から 17 ページ上段にかけての附則第 16 条については、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限が 2 年延長となったことに伴う規定の整備であります。

17 ページ上段から 18 ページ上段にかけての附則第 16 条の 2 については、軽自動車税の

賦課徴収の特例についての規定の新設であります。

18ページ上段の附則第16条の3については、特定上場株式等の配当等に係る所得について、個人住民税の課税方式の選択に係る所要の規定の整備であります。

18ページ下段から19ページ中段にかけての附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が3年延長となったことに伴う規定の整備であります。

19ページ下段から21ページ下段にかけての附則第18条の2の9及び附則第18条の2の11についてですが、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、個人住民税の課税方式の選択に係る所要の規定の整備となります。

21ページ下段から23ページにかけての第2条大槌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正中、第1条の2及び第2条については、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長に伴う規定の整備となります。

なお、附則についてであります。第1条は施行規則、第2条から第5条は、町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に関する経過措置の規定となります。

以上、専決処分の報告について御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第4 承認第2号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、承認第2号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 承認第2号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の

専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

予算書をお開き願います。

平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、歳入歳出予算に2,260万円を追加し、歳入歳出総額を546億9,349万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の追加1件の補正であります。

1ページをお願いします。

歳入。20款町債1項町債、補正額2,260万円は、台風10号に係る応急復旧事業債であります。

2ページをお願いします。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額2,260万円は、応急復旧事業債の歳入予算の更正に伴う、財政調整基金積立金であります。

3ページをお願いします。

第2表地方債補正、追加。

起債の目的、台風10号に係る応急復旧事業、限度額、2,260万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略させていただきます。

以上、専決処分の報告について御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第2表地方債補正、追加。進行いたします。

6ページをお開きください。

歳入。20款町債1項町債。進行いたします。

7ページに入ります。

歳出。2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第2号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

○

日程第5 報告第4号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第4号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第4号損害賠償額の専決処分の報告について説明いたします。

次ページの専決処分書をごらん願います。

損害賠償の相手方は、大槌町在住の個人。

損害賠償の額は、8万5,146円。

示談内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

損害賠償の原因は、平成29年2月21日午後2時50分ごろ、赤浜1丁目3番23号、赤浜自治会館駐車場内において、職員の運転する公用車が方向転換するためバックした際、駐車していた相手方車両に接触し損傷を与えたものであります。

なお、専決処分日は平成29年4月24日であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第6 議案第45号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第45号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係の町営住宅等の名称、赤浜町営住宅の所在地を大槌町赤浜1丁目から大槌町赤浜三丁目に変更するものです。さらに、町営住宅の名称に安渡第2町営住宅を、所在地に大槌町安渡二丁目、大槌町安渡三丁目を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第45号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第46号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第46号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、大槌町災害公営住宅買取事業（安渡地区、赤浜地区、吉里吉里・浪板地区）災害公営住宅。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、6億1,192万1,333円。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役滝村照男、岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社まるたに商事、代表取締役谷澤俊宏です。

次のページの物件目録をお開きください。

物件の種類は災害公営住宅。住戸タイプは、戸建3DK16戸、同じく戸建4DK4戸、長屋2DK21戸、同じく長屋3DK6戸。構造規模は、木造2階並びに木造平屋。総戸数47戸。総建築面積、約2,553平方メートル、総延べ床面積、約2,985平方メートルであります。

安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区、浪板地区それぞれの配置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第46号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時21分

上記平成29年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員